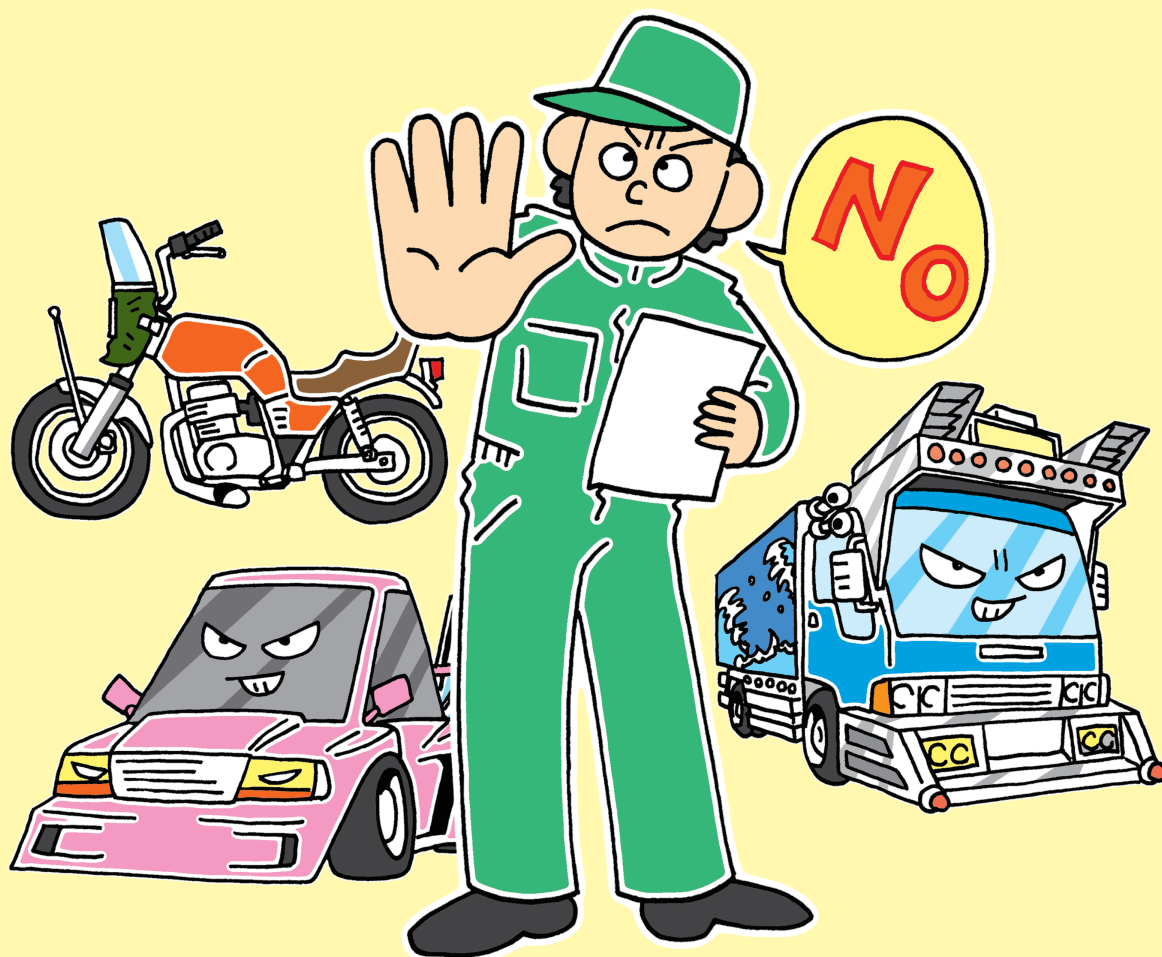


# 不正改造車

## 排除マニュアル

不正改造は、犯罪です！



# は じ め に

我が国の自動車保有台数は、近年8千万台を超えており、自動車は国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、交通事故による死者数、負傷者数は依然として多く、負傷者の中には、本人と家族の人生を一変させるほど重度の後遺症を負う人も少なくない状況が続いています。

このような状況にあって、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造を施した自動車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められています。

しかし現状としては、マイカーに改造を施したことにより保安基準に不適合となったもののその認識のないまま運行の用に供している自動車使用者、車検時には保安基準に適合させつつ車検後に不正改造を行う施工事業者、更にはそのような不正改造車について検査での合格を強要する悪質な事業者がいる状況となっております。

このような状況から、平成2年度から国土交通省が実施主体となって、関係省庁、自動車関係団体等の協力を得て「不正改造車を排除する運動」が全国的に展開されてきたところであり、1年を通して実施するものですが、地域の事情や要請を考慮した地方運輸局ごと又は運輸支局ごとに不正改造車排除強化月間を1ヶ月間設定し、実施されます。

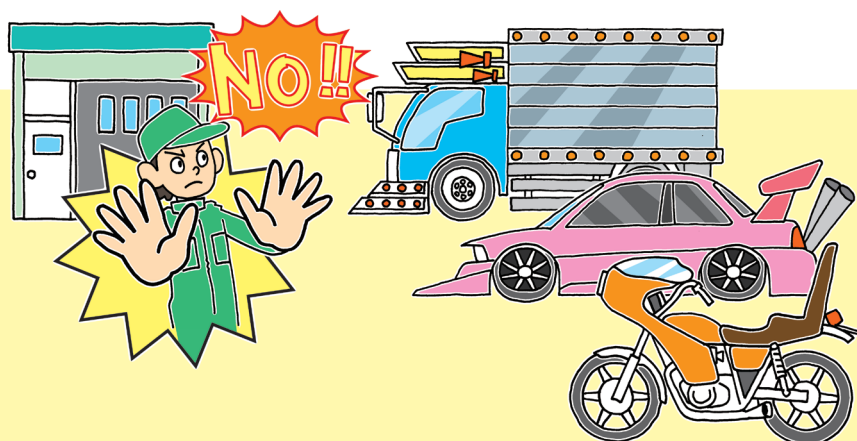
本マニュアルは本運動の趣旨及び重要性を認識し、整備事業場において取組みを実施する際の資料として作成したもので、本運動の実施方法、不正改造に関する罰則、不正改造事例、整備事業場における注意点・対策等について掲載しております。

つきましては、整備主任者、自動車検査員等を含む全従業員に対する不正改造防止の指導、事業場内の整備実施体制、整備受注車両等の管理体制等に関する自主点検の実施等の際に本マニュアルをご活用頂き、不正改造の防止、不正改造車の排除にご尽力頂きますようお願い申し上げます。

# 不正改造車 排除マニュアル

## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1. 不正改造車排除への取組み                   |    |
| ・国土交通省の不正改造車排除への主な取組み等について .....  | 1  |
| 2. 「不正改造車を排除する運動」の実施方法等について ..... | 2  |
| 3. 不正改造に関する罰則等について .....          | 4  |
| 4. 不正改造事例 .....                   | 8  |
| 5. 不正改造車の整備・販売に関する留意事項 .....      | 11 |
| 6. 自主点検票 .....                    | 15 |



「不正改造車を排除する運動」は、国土交通省及び自動車関係団体で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省及び環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会の協力のもと、自動車の安全確保、公害防止を図るための対策の一環として、全国的に展開し、不正改造車の社会的排除に取り組んでおります。

なお、本運動の趣旨や実施事項、不正改造排除項目が記載された国土交通省通達「**不正改造車を排除する運動**」実施要領については、下記二次元コードよりご確認ください。

### 【国土交通省の主な取組み】

#### (1) 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発等

不正改造の社会的害悪性について、ポスター及びチラシ等によりマスメディア、インターネットサイト、SNS等を利用した公報、運輸支局による自動車整備士養成施設等への出前講座の実施や全国の乗合バス事業者の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示等を行い、積極的に不正改造車の排除を呼びかけています。

特に、違法マフラーについては、自動車関係団体と連携を図りながら自動車ユーザーへ使用の違法性の啓発を重点的に行います。

#### (2) 街頭検査の実施

違法マフラーなど悪質な不正改造車を公道から排除するため、警察機関の協力のもと、全国で街頭検査を実施し、点検整備の必要性・重要性の周知を実施しております。検査の結果、保安基準に適合しない違反車両に対しては、整備命令を発令し不適合箇所の改善を行わせるほか、従わない場合は車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

#### (3) 不正改造車に関する情報収集

各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善報告を求めるハガキを送付するなど、不正改造車の排除のための諸活動に有効活用します。

#### 【国土交通省ホームページ】

国土交通省の取組みや「不正改造車を排除する運動」実施要領および運動ポスター・チラシ等を掲載  
(以下参照)



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-1/>

▲自動車の不正改造の排除に対する国土交通省の取組み

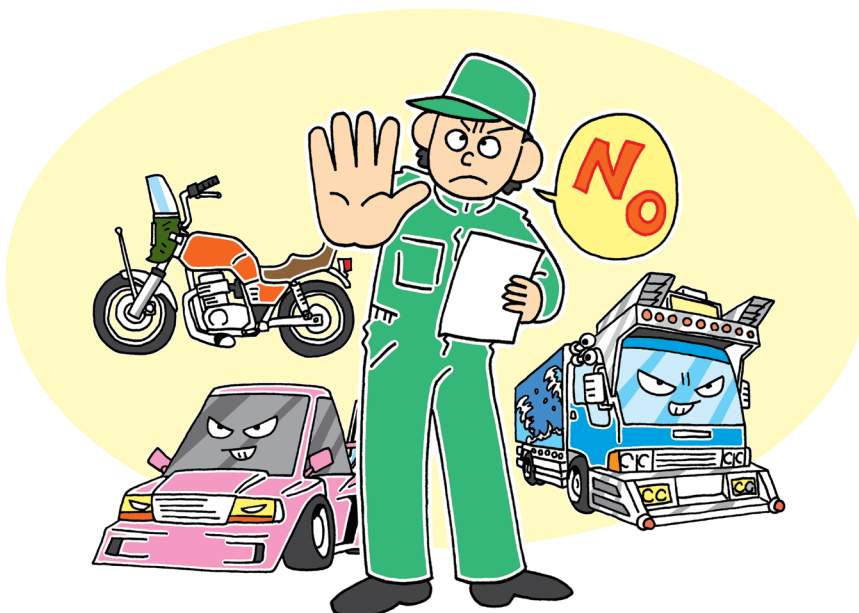
## &lt;認証・指定整備事業者の実施事項&gt;

近年、自動車ユーザーの不正改造車に関する認識不足や国の検査後に保安基準に不適合となる改造の実施等により、道路交通の秩序を乱すとともに環境悪化を助長し、事故を誘発しかねない状態で運行する自動車が増加してきています。

認証・指定整備事業者の皆様においては、道路交通の安全確保、公害防止を図るために「不正改造車を排除する運動」のポスター・チラシを掲示する等により自動車ユーザーに不正改造防止を周知し、不正改造車の排除に努めましょう！

## (1) 適正な整備・改造の推進

- ① 日整連が作成する本マニュアル等を活用するとともに、担当責任者等を定めて、改造の受注、点検・整備の実施及び納車時の確認等の適正化に努める。
- ② 不正な改造となるような整備等の依頼があった場合等には、自動車使用者に対し、「不正改造となり、犯罪であること」を理解してもらうよう努めるとともに、そのような依頼を受けないよう、従業員に啓発する。
- ③ 車検取得後に不正な二次架装を行った車両が入庫した場合には、復元、記載変更の手続き又は構造変更の手続きが必要であること及び手続きについて車両を購入した販売店又は車両を架装した架装メーカーに相談すべきことを、使用者に対して周知する。



### (2) 従業員に対する指導等

「不正改造車排除マニュアル」（日整連作成）を活用しつつ、不正改造の防止に係る整備主任者、自動車検査員等に対する指導を実施する。

また、本運動の趣旨、実施事項等について併せて周知する。

（参考：P 1（二次元コード参照）【国土交通省ホームページ】「不正改造車を排除する運動」実施要領）



### (3) 自主点検の実施

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、従業員等の車両を含む事業場内の車両の状況（不正改造の有無）、不正改造防止についての事業場内の管理体制、不正改造車への対応と措置等について、点検票による定期的な自主点検の実施に努める。（参考：P15「自主点検票」）

なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業場の代表者、事業場管理責任者等の従業員を監督する地位を有する者の中から選任すること。



### (4) 不正改造車に関する情報等の提供

不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するように努める。

#### 【国土交通省ホームページ】

不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口の設置  
〈不正改造情報提供様式〉〈迷惑黒煙情報提供様式〉  
及び〈情報提供窓口連絡先一覧〉を掲載（以下参照）



<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/>



(法：道路運送車両法、則：道路運送車両法施行規則)

I. 改造車には、暴走族車両に見られるシャシばねの取り外し、ダンプカーのさし枠の取り付け、前面窓ガラス等への着色フィルムの貼付、不適切な灯火器の取付け等のように改造内容そのものが保安基準に抵触するために認められないものがあり、これらを「不正改造車」と呼んでいます。これらの自動車は法律により、運行してはならないと規定されています。

(法第 40 条・第 41 条)

II. 自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者に対する不正改造の禁止、罰則等について、次のとおり規定されています。

1. 自動車特定整備事業者の遵守事項（法第 91 条の 3、則第 62 条の 2 の 2）

保安基準に定める基準に適合しなくなるような自動車の改造を行ってははいけません。

また、他人に対して法令の違反行為を要求したり、他人が違反行為をすることを助けてはなりません。

2. 事業の停止等（法第 93 条）

地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が法に違反したときは、3 か月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことがあります。

3. 保安基準適合証の交付の停止等（法第 94 条の 8）

地方運輸局長は、指定自動車整備事業者が法に違反したときは、6 か月以内において期間を定めて保安基準適合証等の交付の停止を命じ、又は指定を取り消すことがあります。

III. 自動車使用者等に対する不正改造の禁止、整備命令等について、次のとおり規定されています。

1. 不正改造等の禁止（法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってははいけません。これに違反した場合は 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

2. 整備命令等

(1) 整備不良に係る整備命令（法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等の指示をすることもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。

また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

## (2) 不正改造に係る整備命令（法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、当該自動車の使用の方法等について指示することがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、発令を受けた日から 15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合、③又は④の規定に違反したときは、6 か月以内の期間を定めて当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

## (3) 報告及び検査（法第 54 条の 3）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しない状態であって、その原因が自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等によるものである場合、当該行為を行った者（架装メーカー等）に対し、その業務に関する報告徴収、又は、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類等进行检查することがあります。この報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒んだ場合等は、6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

## 3. 整備不良車両の運転の禁止（道路交通法第 62 条）

車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が保安基準に適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等を運転させ、又は運転してはなりません。これに違反した場合には、3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金が科せられます。

IV. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から 15 日以内に、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所で、その変更について自動車検査証の記入を受けなければなりません。

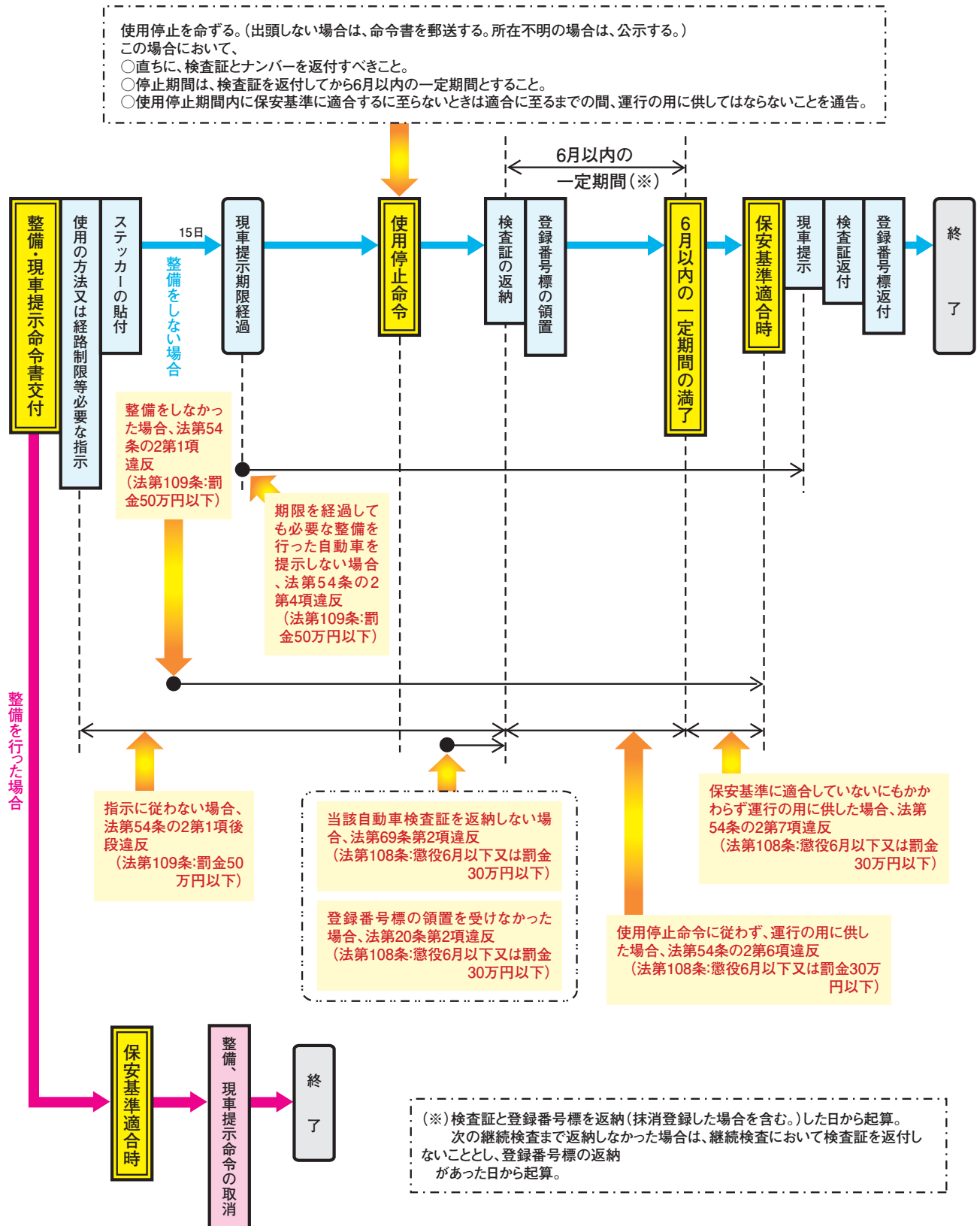
また、自動車検査証の記載事項の変更が国土交通省令で定める事項に係る変更であって、（国土交通大臣が）保安基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、その自動車を提示して保安基準に適合するかどうかについて、構造等変更検査を受けなければなりません。これに違反した場合は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（法第 67 条）

不正改造であるかどうかを判断するにあたって不明な点が生じた場合には、最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所等と十分に連絡を取り、適切に対応することが必要です。

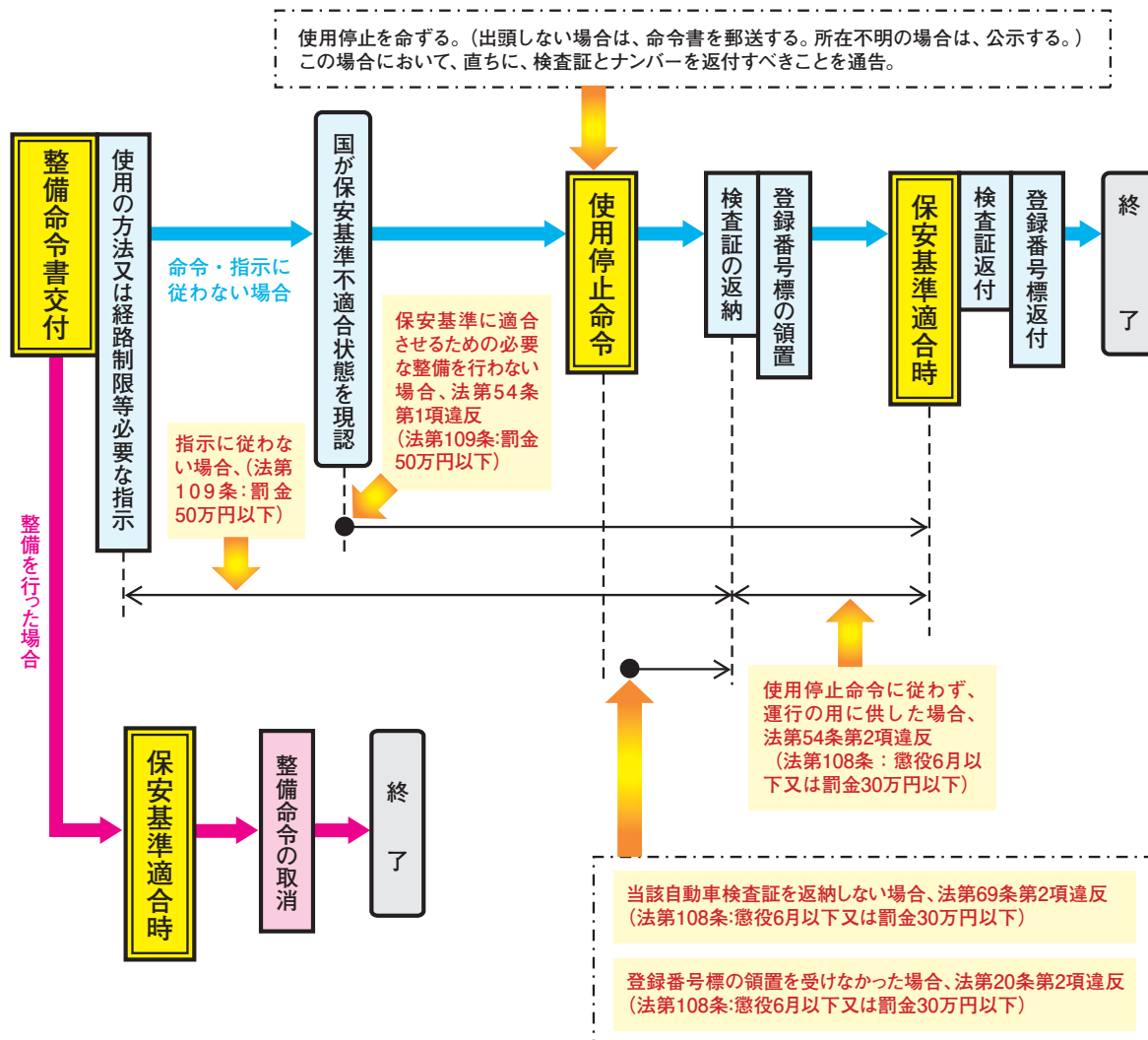
## 法第54条の2に基づく

## 整備・現車提示命令発令後の取扱いフローチャート



## 参考2

## 法第54条に基づく 整備命令発令後の取扱いフローチャート



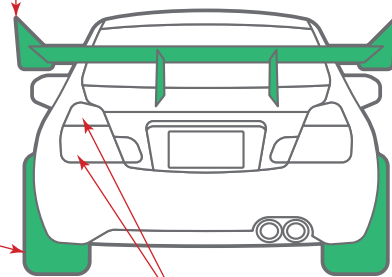
次のものは、保安基準に適合しない例です。

## (1) 乗用車

### 基準外のウイング

- 側方への翼形状
- 不確実な取付け
- 鋭い突起状
- 取付付近車体の最外側・最後端となるもの 等

他の交通への安全を妨げるおそれがあります。



### タイヤ

- 基準より車体外への突出

基準より車体外に突出したタイヤは、車体やブレーキ機構等と干渉するおそれが生じ、また、歩行者等に危害を及ぼし危険です。

### シートベルトリマインダー

- 不正解除

運転席にシートベルトが装着されていない場合、運転者にその旨を警報する警告表示等を器具（シートベルトリマインダー）を用いて不正に解除するため、安全な運転を確保できず、危険です。

### バックミラー

- 非緩衝式、鋭い突起

衝撃を緩衝できない構造のもの、鋭い突起を有するもの等は、歩行者等との衝突の際、損傷を与え危険です。

### 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付
- 着色フィルム等の貼付（可視光線透過率70%未満のもの）

運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

### 燃料蒸発ガス排出抑止装置

- キャニスターの取外し

燃料が蒸発することによる炭化水素の大気中への排出を抑止することができなくなり、大気汚染の原因となります。

### 警告器

- ミュージック・ホーン

他の交通に警告の趣旨が伝わらず危険です。また、騒音公害にもなります。

### 車幅灯

- 白色以外の色（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のものについては橙色でもよい）

他の交通に誤認を与え危険です。

### その他の灯火

- 赤色の灯光
- 点滅するもの
- 光度300cdを超えるもの

他の交通に誤認を与え危険です。

### 前部霧灯

- 白色又は淡黄色以外の色
- 灯光の色違い
- 同時に3個以上の点灯

他の交通に眩惑を与え危険です。

### サスペンション

- スプリングの切断等

切断等により、ばねを除去しますと、サスペンションの正常な機能が失われ、かし取操作等に影響を与えます。

### 方向指示器

- 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの
- 橙色以外の色
- 灯火器の取外し

他の交通に誤認を与え危険です。

### 消音器、触媒装置

- 消音器の切断・取外し
- 触媒装置の取外し

消音器の取外し、切断等の改造をしますと、騒音公害の原因となります。また、触媒装置（有害な排出ガスを減少させる装置）を取り外しますと、大気汚染の原因となります。

### ホイール

- スピナーの取付け

歩行者等に危害を及ぼし危険です。

### 制動灯

- 自動点滅する構造のもの
- 赤色以外の色

### 尾灯

- 赤色以外の色

### 方向指示器

- 点滅回数が毎分60回以上120回以下以外のもの
- 橙色以外の色

### 後退灯

- 白色以外の色

### 後部反射器

- 赤色以外の色

### 番号灯

- 白色以外の色

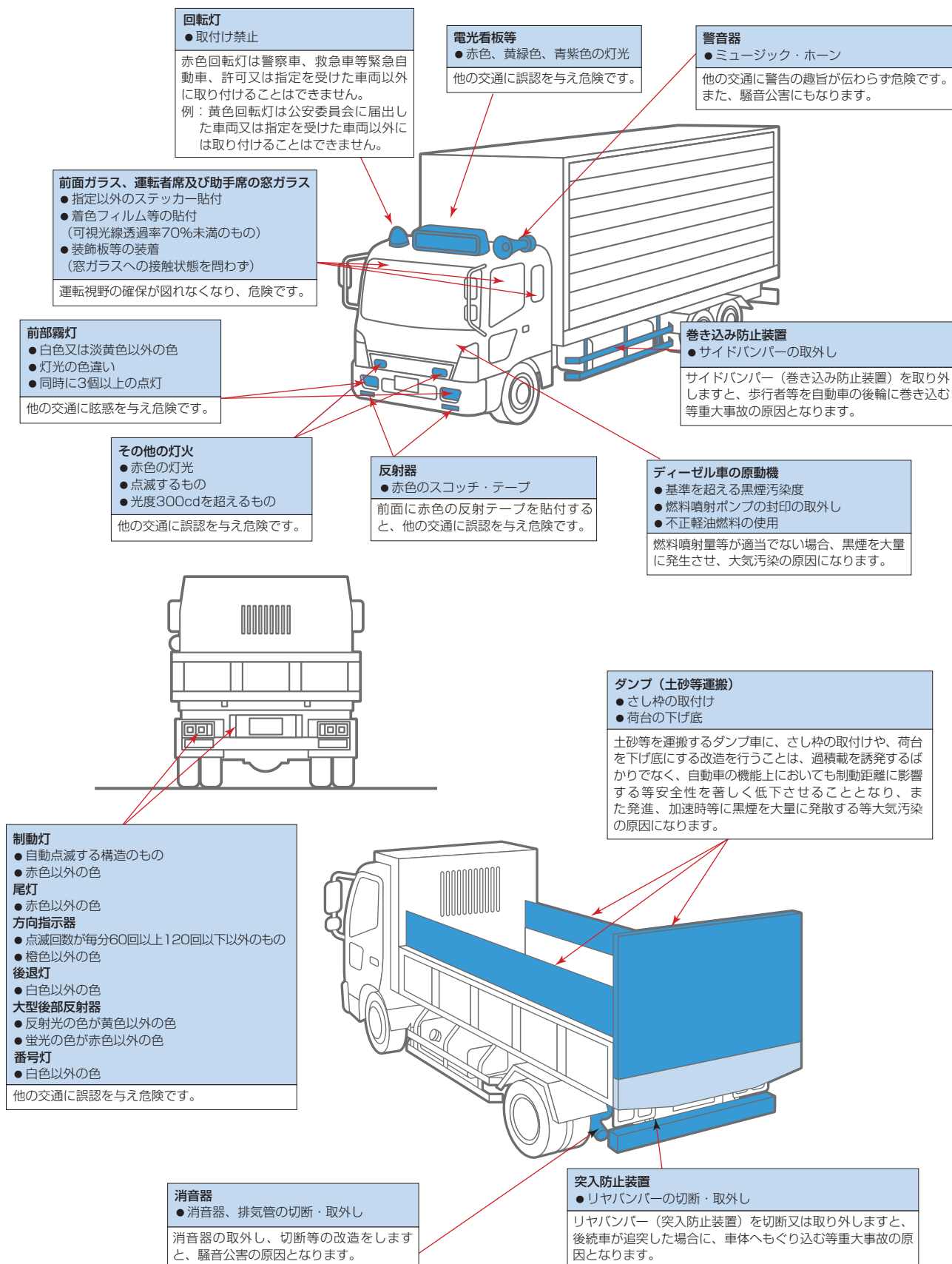
他の交通に誤認を与え危険です。

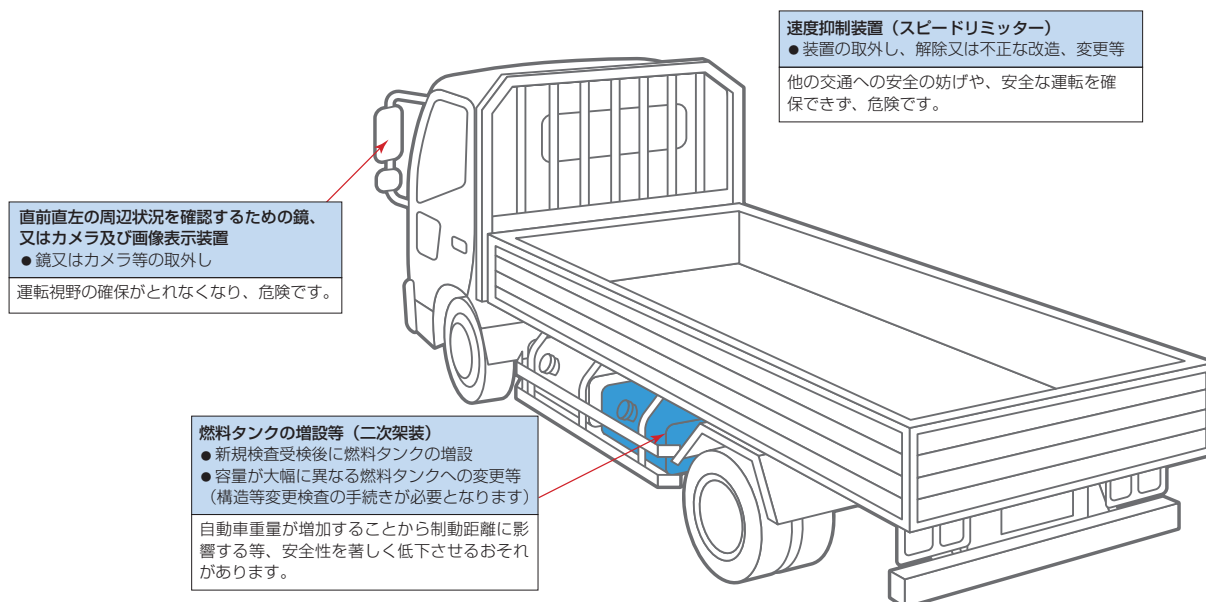
### 直前及び側方の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置

- 鏡又はカメラ等の取外し

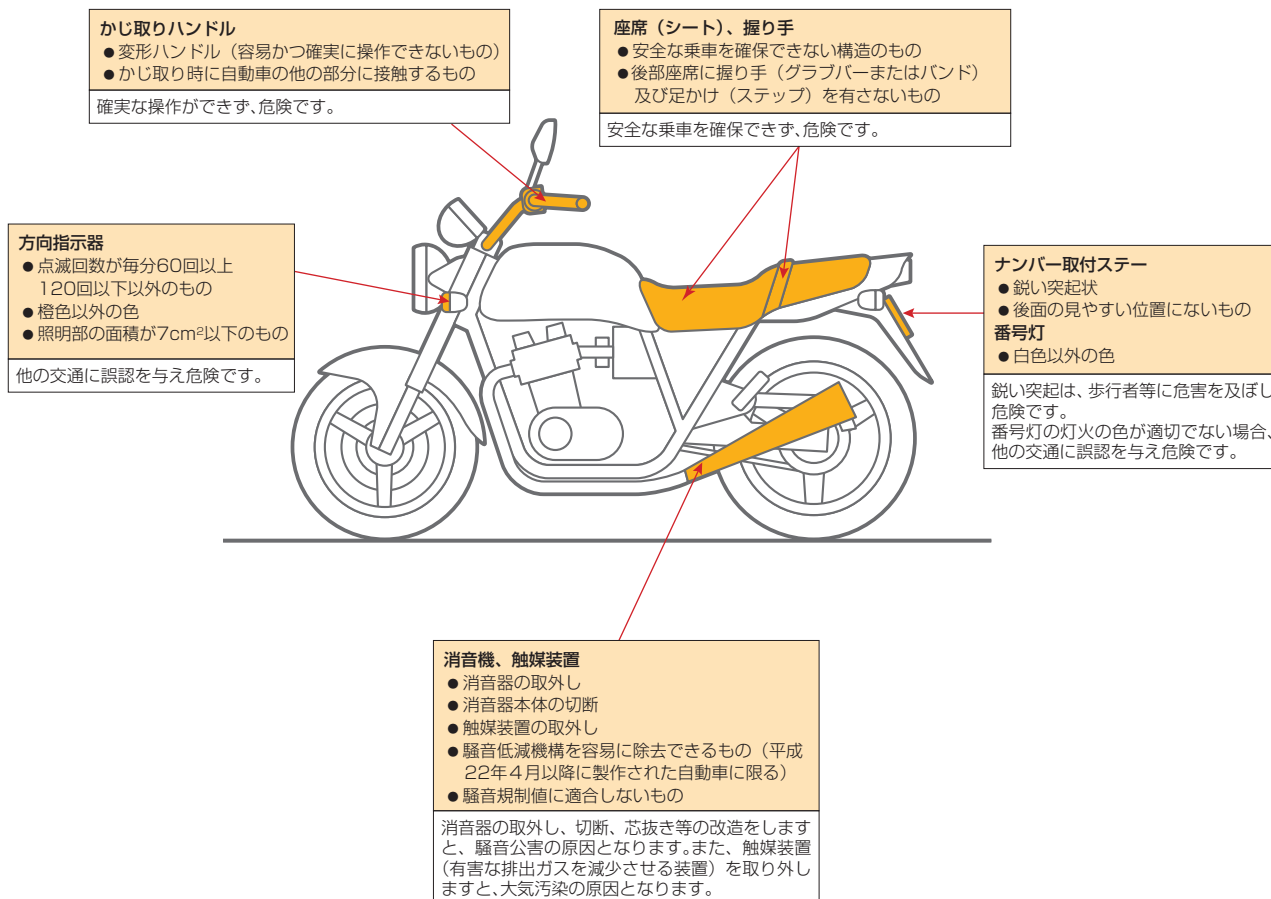
運転視野の確保がとれなくなり、危険です。

## (2) 貨物車





### (3) 二輪車

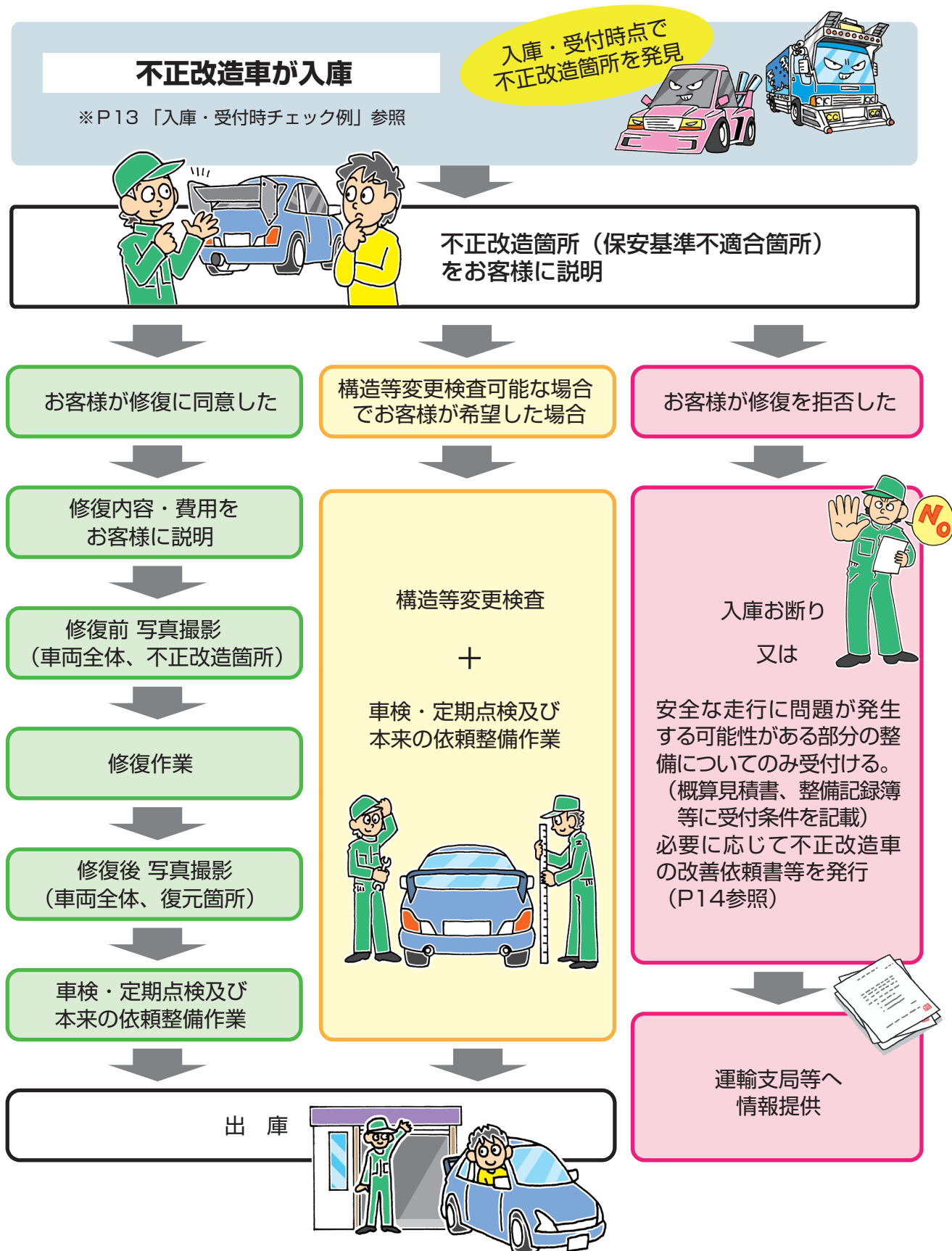


自動車整備業並びに販売業等に携わる者として不正改造については十分に留意しなければなりません。

- (1) お客さまからの不正改造の依頼は絶対に受付けないこと。また、従業員等が不正改造に加担することのないように指導すること。
- (2) 不正改造車の点検・整備の依頼があった場合には、不正改造である旨を説明し、修復を条件として受付けるか、もしくは、安全な走行に問題が発生する可能性がある部分の整備についてのみ受付ける。この場合は概算見積書、整備記録簿等に必ず条件・修復した場合はその結果（部位）を記入するとともに、写真を添付しておくことが望ましい。  
なお、12か月定期点検（貨物車）、2年（24か月）定期点検（乗用車・二輪車）整備の依頼があった場合においては、必ず修復を条件として受付ける必要がある。  
（P12 別添 1 の対応例を参照）
- (3) 車両の販売にあたり改造等の要望があった場合には、受注内容を検討し、保安基準に適合しない項目については、お客さまに説明し、理解を求め、不正改造を行わないこと。又、登録後の二次架装等を行うことのないよう説明するなどして適正な車両の販売を行うこと。
- (4) 従業員に対し、不正改造車には絶対乗らないよう指導すること。

不正改造車に関する情報を入手した場合には、P3の二次元コードのリンク先（国土交通省ホームページ）に掲載された「不正改造車・迷惑黒煙車の情報提供連絡書」等により、運輸支局等又は自動車整備振興会へ通報するよう努めること。

## 不正改造車が入庫した場合の対応例



## 入庫・受付時チェック例（目視による保安基準確認）

| 装 置                      | 適合状態     | 不適合箇所・要因                                                             |
|--------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------|
| かじ取り装置                   | 適合 ・ 不適合 | 不適合ハンドル<br>その他（ ）                                                    |
| 走行装置                     | 適合 ・ 不適合 | タイヤ及びホイールの状態・タイヤ&ホイールはみ出し<br>その他（ ）                                  |
| 緩衝装置                     | 適合 ・ 不適合 | スプリングの取付状態<br>その他（ ）                                                 |
| 原動機及び<br>ばい煙等の<br>発散防止装置 | 適合 ・ 不適合 | 噴射ポンプ封印取外し・不正燃料の使用・触媒取外し<br>目視による黒煙過多・悪臭・チャコールキャニスタ取外し<br>その他（ ）     |
| 騒音防止装置                   | 適合 ・ 不適合 | 不適合マフラー・消音器取外し<br>その他（ ）                                             |
| 警音器                      | 適合 ・ 不適合 | ホーンの音                                                                |
| 車体及び車枠                   | 適合 ・ 不適合 | 最低地上高・不適合エアロパーツ・不適合バックミラー<br>荷台の改造・不適合バンパ（リヤ及びサイド）・燃料タンク増設<br>その他（ ） |
| 座席                       | 適合 ・ 不適合 | 座席の改造・ヘッドレスト<br>その他（ ）                                               |
| 窓ガラス<br>(前面、運転席、助手席)     | 適合 ・ 不適合 | 指定以外ステッカー貼付・着色フィルム貼付・装飾板装着<br>その他（ ）                                 |
| 灯火装置<br>・ 反射器            | 適合 ・ 不適合 | 不適合灯火・反射器取外し及び違法取付・ナンバー取付位置<br>その他（ ）                                |
| その他                      | 適合 ・ 不適合 |                                                                      |

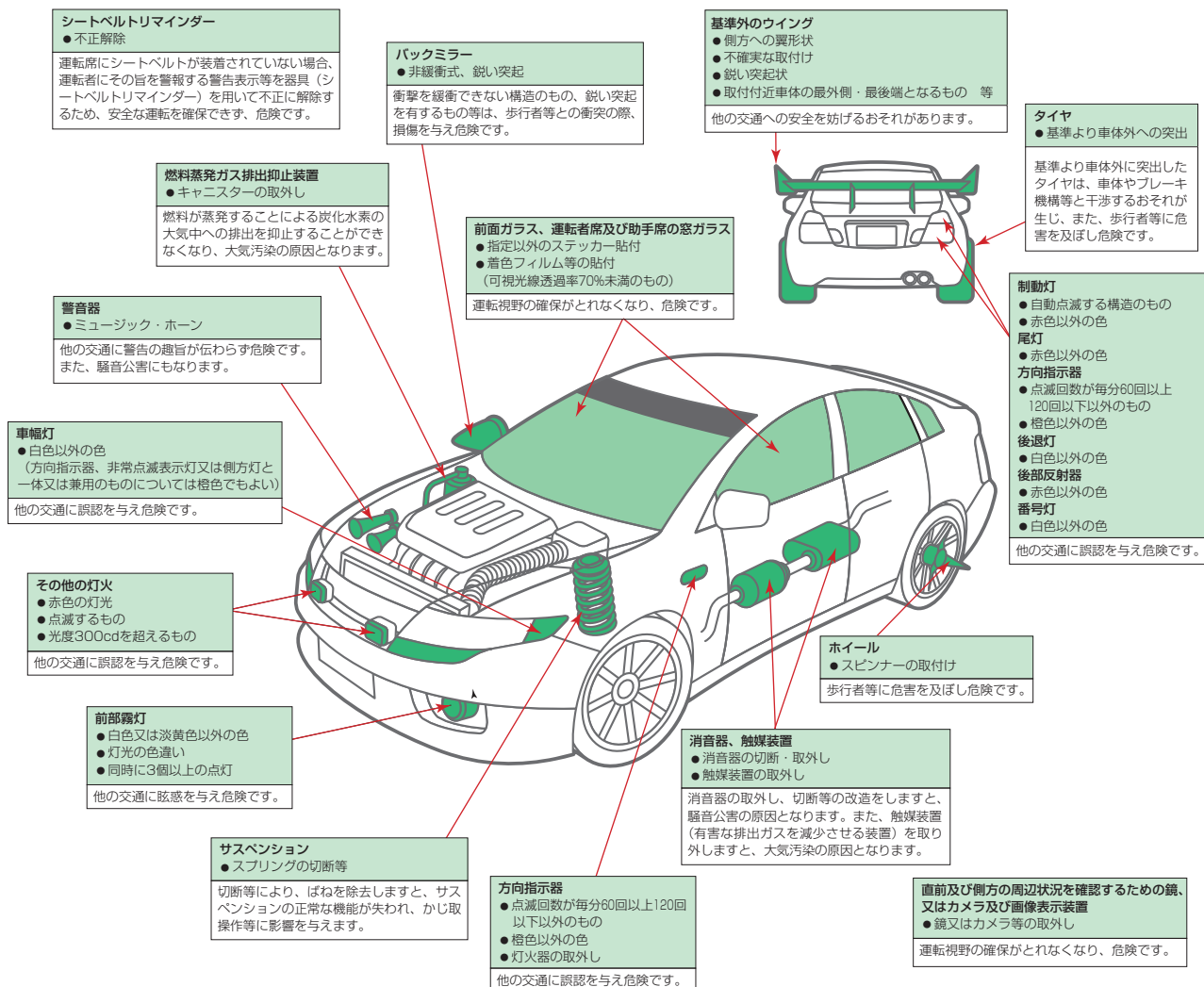
# 不正改造車の改善についてのごお願い 【乗用車用】

登録番号

殿

型 式

お客様のお車は道路運送車両法の保安基準等の関係法令に適合しておりません。  
下記○印の項目につきましては、至急改善(復元)されますようお願い致します。



記事欄

令和 年 月 日

整備事業者名

整理番号

## 不正改造防止自主点検票

|                      |                                                   |        |          |       |
|----------------------|---------------------------------------------------|--------|----------|-------|
| 点検の実施日               | 年 月 日                                             | 点検の実施者 | 職責<br>氏名 |       |
| 事業者名                 |                                                   |        |          |       |
| 事業場名                 |                                                   |        |          |       |
| 点検事項                 | 点検内容                                              |        | チェック欄    |       |
|                      |                                                   |        | 適        | 要改善   |
| 事業場関係者の所有車両等の状況      | 不正改造車両の有無                                         | 社用車    | 無        | 有( 台) |
|                      |                                                   | 従業員車両  | 無        | 有( 台) |
|                      |                                                   | 販売車両   | 無        | 有( 台) |
|                      |                                                   | その他    | 無        | 有( 台) |
| 不正改造防止についての事業場内の管理体制 | 事業場における運動実施責任者の選任状況                               |        |          |       |
|                      | 社用車、従業員車両及び販売車両の定期的な確認                            |        |          |       |
|                      | 不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況                        |        |          |       |
|                      | 休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認                        |        |          |       |
|                      | 不正改造の防止についてのユーザーに対するPRの実施                         |        |          |       |
| 不正改造車への対応と措置         | 不正改造車両の整備の依頼があった場合における不正改造部位の確実な復元等、ユーザーに対する適切な対応 |        |          |       |
|                      | 上記ユーザーが拒否した場合の関係機関に対する情報提供                        |        |          |       |
|                      | ユーザーから不正改造の依頼があった場合の拒否                            |        |          |       |

注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。

2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。



発行所 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

〒106-6117 東京都港区六本木6丁目10番1号

電 話 03-3404-6141 (代表)

<https://www.jaspa.or.jp>

令和6年5月 初 版  
令和7年5月 第二刷

不正改造車の情報提供連絡書

下記自動車について、不正改造車を確認したので、情報提供します。

記

|                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------|--------------------------|----|--------------------------|-------------|--------------------------|-----|--------------------------|--------------------|--|--|--------------------------|-----------------------------|--|-------------|
| 1 確認日時                                   | 年      月      日      午前・午後      時頃                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| 2 確認場所                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| 3 登録番号又は車両番号<br>(ナンバー)                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| 4 車両の特徴（該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください） | <table><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>乗用車（セダン、ワゴン等）</td><td><input type="checkbox"/></td><td>バス</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>トラック（ダンプ以外）</td><td><input type="checkbox"/></td><td>ダンプ</td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>バイク ※原付（125cc以下）以外</td><td></td><td></td></tr><tr><td><input type="checkbox"/></td><td>その他（                      ）</td><td></td><td>※小型特殊・軽車両以外</td></tr></table> | <input type="checkbox"/> | 乗用車（セダン、ワゴン等） | <input type="checkbox"/> | バス | <input type="checkbox"/> | トラック（ダンプ以外） | <input type="checkbox"/> | ダンプ | <input type="checkbox"/> | バイク ※原付（125cc以下）以外 |  |  | <input type="checkbox"/> | その他（                      ） |  | ※小型特殊・軽車両以外 |
| <input type="checkbox"/>                 | 乗用車（セダン、ワゴン等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | <input type="checkbox"/> | バス            |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| <input type="checkbox"/>                 | トラック（ダンプ以外）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <input type="checkbox"/> | ダンプ           |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| <input type="checkbox"/>                 | バイク ※原付（125cc以下）以外                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| <input type="checkbox"/>                 | その他（                      ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          | ※小型特殊・軽車両以外   |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| 5 不正改造の内容                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| 6 情報提供された方の                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| ①お名前                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| ②ご住所                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |
| ③ご連絡先                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                          |               |                          |    |                          |             |                          |     |                          |                    |  |  |                          |                             |  |             |

【留意事項】 ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、情報を受け付けることはできません。

②情報提供者のお名前、住所、電話番号、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。

③情報提供先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（不正改造車情報提供連絡先一覧表を参考にしてください）。

④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

## 迷惑黒煙車の情報提供連絡書

著しく黒い黒煙を排出していた自動車を発見したので、情報提供します。

### 記

|                                                       |                                                             |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1 確認日時                                                | 年 月 日 午前・午後 時頃                                              |
| 2 確認場所                                                |                                                             |
| 3 確認時の走行状況（該当するものに○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）           |                                                             |
|                                                       | ①発進時、②加速時、③登坂時、④一般走行時、⑤アイドリング時<br>（③、④の場合、その走行スピード約 km/h）   |
| 4 登録番号<br>（ナンバー）                                      |                                                             |
| 5 車両の特徴（該当する車両に○印をし、その他の場合は具体的に記載してください）              |                                                             |
| <input type="checkbox"/> 乗用車（セダン、ワゴン等）                | <input type="checkbox"/> 幌付きトラック                            |
| <input type="checkbox"/> バス                           | <input type="checkbox"/> コンクリートミキサー車                        |
| <input type="checkbox"/> トラック                         | <input type="checkbox"/> クレーン付きトラック                         |
| <input type="checkbox"/> バン（荷箱付きトラック）                 | <input type="checkbox"/> トラクタ（けん引車）                         |
| <input type="checkbox"/> ダンプ                          | <input type="checkbox"/> 塵芥車（ゴミ収集車）                         |
| <input type="checkbox"/> ミニバン貨物車<br>（ライトバン・ワンボックスバン等） | <input type="checkbox"/> その他： _____                         |
| 6 その他                                                 | 車体に表示してある会社名等<br>_____<br>ダンプ番号<br>_____<br>その他表示等<br>_____ |
| 7 情報提供された方の                                           |                                                             |
| ①お名前                                                  |                                                             |
| ②ご住所                                                  |                                                             |
| ③ご連絡先                                                 |                                                             |

- 【留意事項】 ①基本的に、上記通報内容のすべてについて明記されていない場合及び車両が特定できない場合等は、**情報を受け付けることはできません。**
- ②情報提供者のお名前、住所、連絡先の個人情報は、個人情報保護法に基づき適切に管理します。
- ③情報提供先は、登録番号（ナンバー）の管轄する運輸支局へお願いします（迷惑黒煙情報提供連絡先一覧表を参考にしてください）。
- ④頂いた情報に関し、情報提供者の方への連絡及び個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【不正改造車・迷惑黒煙車情報提供連絡先一覧表】

※不正改造車を確認した場合の情報提供先は、登録番号（ナンバー）に記載された地域を管轄する運輸支局となります。

※入力フォームのURLが記載されている場合は、当該URLにアクセスいただき、表示されたページの指示に従って情報をご提供ください。

| 運 輸 局                                                 | 運輸支局等担当        | 不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口<br>電 話 番 号 | 情報提供<br>FAX送信先 | 情報提供<br>ホームページアドレス等                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------|----------------|------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 北海道運輸局<br>011-290-2752                                | 札幌運輸支局 整備担当部門  | 011-731-7168                 | 011-712-2406   | <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/huseituuhou_index.html">https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/soudan/huseituuhou_index.html</a>       |
|                                                       | 函館運輸支局 整備担当部門  | 0138-49-8864                 | 0138-49-1042   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 室蘭運輸支局 整備担当部門  | 0143-44-3013                 | 0143-44-4019   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 帯広運輸支局 整備担当部門  | 0155-33-3282                 | 0155-36-2669   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 釧路運輸支局 整備担当部門  | 0154-51-2523                 | 0154-51-6523   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 北見運輸支局 整備担当部門  | 0157-24-7633                 | 0157-61-8248   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 旭川運輸支局 整備担当部門  | 0166-51-5363                 | 0166-51-5273   |                                                                                                                                                                     |
| 東北運輸局<br>022-791-7534                                 | 宮城運輸支局 整備担当部門  | 022-235-2517（ダイヤルイン2）        | 022-231-5377   | <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mailform/soudan_2.html">https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/mailform/soudan_2.html</a>                                       |
|                                                       | 福島運輸支局 整備担当部門  | 024-546-0345（ダイヤルイン2）        | 024-546-3756   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 岩手運輸支局 整備担当部門  | 019-638-2154（ダイヤルイン2）        | 019-639-1033   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 青森運輸支局 整備担当部門  | 017-739-1501（ダイヤルイン2）        | 017-724-0003   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 山形運輸支局 整備担当部門  | 023-686-4711（ダイヤルイン2）        | 023-686-4601   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 秋田運輸支局 整備担当部門  | 018-863-5811（ダイヤルイン2）        | 018-864-0250   |                                                                                                                                                                     |
| 関東運輸局<br>045-211-7254                                 | 東京運輸支局 整備担当部門  | 03-3458-9231（ダイヤルイン4）        | 03-3458-9783   | <a href="https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=mailform01.html">https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=mailform01.html</a>   |
|                                                       | 神奈川運輸支局 整備担当部門 | 045-939-6800（ダイヤルイン4）        | 045-939-3006   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 埼玉運輸支局 整備担当部門  | 048-624-1835（ダイヤルイン4）        | 048-783-4190   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 群馬運輸支局 整備担当部門  | 027-263-4440（ダイヤルイン4）        | 027-261-0032   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 千葉運輸支局 整備担当部門  | 043-242-7336（ダイヤルイン3）        | 043-244-0760   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 茨城運輸支局 整備担当部門  | 029-247-5348（ダイヤルイン3）        | 029-248-4773   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 栃木運輸支局 整備担当部門  | 028-658-6123                 | 028-659-2416   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 山梨運輸支局 整備担当部門  | 055-261-0880（ダイヤルイン4）        | 055-263-1418   |                                                                                                                                                                     |
| 北陸信越運輸局<br>025-285-9155                               | 新潟運輸支局 整備担当部門  | 025-285-3125                 | 025-285-0473   | <a href="https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=form_car.html">https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=form_car.html</a>       |
|                                                       | 長野運輸支局 整備担当部門  | 026-243-5525                 | 026-259-4508   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 富山運輸支局 整備担当部門  | 076-423-0892                 | 076-423-5509   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 石川運輸支局 整備担当部門  | 076-208-6000                 | 076-208-6002   |                                                                                                                                                                     |
| 中部運輸局<br>不正改造<br>052-952-8042<br>迷惑黒煙<br>052-952-8044 | 愛知運輸支局 整備担当部門  | 052-351-5314                 | 052-351-5318   | <a href="https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=index.html">https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=index.html</a>             |
|                                                       | 三重運輸支局 整備担当部門  | 059-234-8412                 | 059-238-1302   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 静岡運輸支局 整備担当部門  | 054-261-7622                 | 054-262-4345   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 岐阜運輸支局 整備担当部門  | 058-279-3715                 | 058-270-1065   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 福井運輸支局 整備担当部門  | 0776-34-1603                 | 0776-34-2221   |                                                                                                                                                                     |
| 近畿運輸局<br>06-6949-6452                                 | 大阪運輸支局 整備担当部門  | 072-822-4374                 | 072-822-3450   | <a href="https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html">https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html</a> |
|                                                       | 京都運輸支局 整備担当部門  | 075-681-9764                 | 075-681-1850   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 奈良運輸支局 整備担当部門  | 0743-59-2153                 | 0743-23-0020   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 滋賀運輸支局 整備担当部門  | 077-585-7252                 | 077-500-8085   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 和歌山運輸支局 整備担当部門 | 073-422-2153                 | 073-435-2099   |                                                                                                                                                                     |
| 神戸運輸監理部                                               | 兵庫陸運部 整備担当部門   | 078-453-1103                 | 078-431-8761   |                                                                                                                                                                     |
| 中国運輸局<br>082-228-9142                                 | 広島運輸支局 整備担当部門  | 082-233-9169                 | 082-233-7752   | <a href="https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=cg_form_car.html">https://www1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=cg_form_car.html</a> |
|                                                       | 鳥取運輸支局 整備担当部門  | 0857-22-4110                 | 0857-22-4115   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 島根運輸支局 整備担当部門  | 0852-37-2138                 | 0852-37-1340   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 岡山運輸支局 整備担当部門  | 086-286-8155                 | 086-286-8168   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 山口運輸支局 整備担当部門  | 083-922-5398                 | 083-928-9601   |                                                                                                                                                                     |
| 四国運輸局<br>087-802-6783                                 | 香川運輸支局 整備担当部門  | 087-882-1355                 | 087-882-4041   | <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/shiki/gijyutsu/iyohoteikvomadoguchi.html">https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/shiki/gijyutsu/iyohoteikvomadoguchi.html</a> |
|                                                       | 徳島運輸支局 整備担当部門  | 088-641-4813                 | 088-641-4820   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 愛媛運輸支局 整備担当部門  | 089-956-1561                 | 089-969-0556   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 高知運輸支局 整備担当部門  | 088-866-7313                 | 088-866-7315   |                                                                                                                                                                     |
| 九州運輸局<br>092-472-2537                                 | 福岡運輸支局 整備担当部門  | 092-673-1196                 | 092-673-1197   | <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/body.htm">https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/mail/body.htm</a>                                                         |
|                                                       | 大分運輸支局 整備担当部門  | 097-558-2577                 | 097-558-2076   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 長崎運輸支局 整備担当部門  | 095-839-4749                 | 095-839-4804   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 佐賀運輸支局 整備担当部門  | 0952-30-7274                 | 0952-30-7279   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 熊本運輸支局 整備担当部門  | 096-369-3130                 | 096-369-3301   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 宮崎運輸支局 整備担当部門  | 0985-51-3958                 | 0985-51-3826   |                                                                                                                                                                     |
|                                                       | 鹿児島運輸支局 整備担当部門 | 099-261-9194                 | 099-261-9251   |                                                                                                                                                                     |
| 沖縄総合事務局<br>098-866-1837                               | 陸運事務所 整備担当部門   | 098-875-0300                 | 098-876-7233   | <a href="https://www.ogb.go.jp/unyu/mail_for_m/mail_unyu_fuseisya-kokuken">https://www.ogb.go.jp/unyu/mail_for_m/mail_unyu_fuseisya-kokuken</a>                     |